

南山中学校学則

第1章 総則

第1条 この中学校は、南山中学校という。

第2条 南山中学校に、男子部および女子部を置く。

第3条 南山中学校は、名古屋市昭和区五軒家町6番地に置く。

第4条 南山中学校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、中学普通教育を施すことを目的とする。

第5条 課程、学科、修業年限および入学資格は、次のとおりとする。

	入学定員	学級数	総定員	学級数	修業年限	入学資格
男子部	200名	5	600名	15	3年	小学校卒業程度
女子部	200名	5	600名	15		
計	400名	10	1,200名	30		

第2章 学年、学期および休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 夏期 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期 12月24日から翌年1月7日まで
- 5 春期 3月21日から4月5日まで
- 6 南山学園創立記念日（11月1日）

第3章 教育課程および授業日時数

第9条 教育課程および総授業時数は、中学校学習指導要領の基準により、別表1のとおりとする。なお、本校は、学校教育法第71条および学校教育法施行規則第115条の規定により、南山高等学校との中高一貫教育を施すため、教育課程の編成にあたっては、南山高等学校との協議を経るものとする。

第4章 各学年の課程の修了および卒業の認定

第10条 各学年の課程の修了および卒業は、生徒の出席状況、平素の成績および性行を評価して認定する。

第11条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、別記様式の卒業証書を与える。

第5章 入学、退学、転学および休学

第12条 入学、退学および転学は、校長が許可する。

第13条 入学、退学および転学の手続き、その他必要な事項は、別に定める。

第14条 校長は、病気その他やむを得ない事故のため、引続き3か月以上欠席を必要とすると認められる者が休学を願い出た場合には、その年度内に限り休学を許可することができる。

② 校長は、教育上必要があると認めたときは、2年以内に限り、休学を命ずることができる。

第6章 職員組織

第15条 職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健安全法および学校図書館法等により、別に定める。

第7章 授業料、入学検定料および入学金

第16条 授業料その他の納入に関する事項については、別表2のとおりとする。

② 授業料を期限内に納入しないときは、特別の事情ある場合を除き、学校はその者を出校停止または退学させることができる。

③ 学校は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。

第17条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

第18条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学金等を納入しなければならない。

② 校長は、入学を許可された者が前項の入学金等を期限内に納入しないときは、入学を取消することができる。

第19条 既に納入した授業料、入学検定料および入学金は、いかなる理由があっても返付しない。

第8章 服装

第20条 生徒は、所定の服装をしなければならない。

第9章 賞罰

第21条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することができる。

第22条 優等生のうち、特に優秀な者には、特待生として授業料を減免し、または奨

学金を与えることができる。

第23条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、次のいずれかにより、生徒に対し懲戒を行うことができる。

- 1 放校
- 2 削除
- 3 謹慎（校内）
- 4 譴責

② 前項の放校については、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。

- 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて、出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雑則

第24条 この学則に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和23年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和35年11月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この学則の改正は、昭和54年11月1日から施行する。ただし、昭和54年度内に編入を志願する者の入学検定料は、従前の規程による。

附 則

この学則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2018年4月1日から施行する。

ただし、女子部教育課程表は2016年度入学生以降から適用するものとする。

附 則

この学則の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2023年4月1日から施行する。

様 式

第 号

卒 業 証 書

氏 名

生年月日

上記の者は本校の課程を卒業したことを証する

年 月 日

南山中学校長 氏名

印

別 表 1-1

2019年度以降 南山中学校男子部 教育課程表

教科・科目	第1学年		第2学年		第3学年	
	授業時数	コマ数	授業時数	コマ数	授業時数	コマ数
国 語	140	4	175	5	140	4
社 会	105	3	140	4	140	4
数 学	175	5	175	5	140	4
数 学 I					35	1
理 科	105	3	140	4	140	4
生物基礎					35	1
音 楽	50	1.5	35	1	35	1
美 術	50	1.5	35	1	35	1
保健体育	105	3	105	3	105	3
技術・家庭	70	2	70	2	35	1
外国語	210	6	140	4	175	5
宗教	35	1	35	1	35	1
特別活動	35	1	35	1	35	1
総合的な学習	70	1	70	1	70	1
週当たりコマ数		32		32		32
総授業時数	1150		1155		1155	

週日時間割外

中1	総合的な学習 35時間の内容 山の生活（事前・事後学習）、市内探訪（事前・事後学習）、宗教映画
中2	総合的な学習 35時間の内容 職業体験（事前・事後学習）、冬山体験合宿（事前・事後学習）、宗教映画
中3	総合的な学習 35時間の内容 研修旅行（事前・事後学習）、福祉体験（事前・事後学習）、宗教映画

中3で「併設型中学高校規定」を適用し、併設高校の「数学Ⅰ」、「生物基礎」をそれぞれ移行して履修する。

別 表 1-2

2019年度以降 南山中学校女子部 教育課程表

教科等 学年		1年	2年	3年
必修教科	国語	140	175	140
	社会	105	105	140
	数学	140	175	175
	理科	105	140	140
	音楽	70	35	35
	美術	70	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	70
	外国語	210	175	175
宗教		35	35	35
特別活動		35	35	35
総合的な学習の時間		70	70	70
合 計		1155	1155	1155

武道：柔道

第3学年の技術家庭科において、高等学校の家庭基礎の内容を一部扱う（2019年度入学生を除く）

別 表 2

入学金・授業料・その他納入金

1. 2018年度以降2022年度までの入学者に適用

納入金種別	金 額	備 考
入 学 金	200,000円	
授業料（年額）	474,000円	
入学検定料は、13,000円とする。		

注：経済事情の変動により上記の入学金、授業料、その他の納入金を変更することがある。

2. 2023年度以降の入学者に適用

納入金種別	金 額	備 考
入 学 金	200,000円	男子部・女子部とも
授業料（年額）	474,000円	男子部
	510,000円	女子部
入学検定料は、男子部・女子部とも13,000円とする。		

注：経済事情の変動により上記の入学金、授業料、その他の納入金を変更することがある。